

佐賀県告示第 275 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土整備部河川砂防課、伊万里土木事務所及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成 28 年 4 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

市村第二地区

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 9 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 9 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市	町	字	地番
1	伊万里市	大川内町	二本黒木一	甲 3012 番
2	〃	〃	二本黒木二	甲 2932 番
3	〃	〃	〃	甲 2932 番
4	〃	〃	〃	甲 2933 番 1
5	〃	〃	〃	甲 2933 番 1
6	〃	〃	〃	甲 2908 番 2
7	〃	〃	〃	甲 2938 番 11
8	〃	〃	〃	甲 2949 番
9	〃	〃	二本黒木一	甲 3007 番 2